屋代スポーツ少年団サッカー部保護者会規約

第１条（名称）

この会は、屋代スポーツ少年団サッカー部保護者会をいう。

第２条（構成）

この会は、屋代スポーツ少年団サッカー部の全保護者で構成する。

第３条（目的）

本少年団規約の第２条（目的）及び第３条（活動目標）達成のために、指導者への支援協力及び指導者・保護者相互間の親睦を図ることを目的とする。

第４条（活動内容）

目的を達成する為に次の活動を行う。

（１）指導者及び少年団運営の支援を行う。

（２）部員・指導者・保護者間の親睦を深める為の運営を行う。

（３）親睦のためのレクリエーション活動等を実施する。

第５条（役員）

この会は、下記の役員を置き任期は１年とする。なお、再任は妨げない。

・会長　　・副会長　　・会計　　・育成会担当　　・学年連絡員（各学年）

第６条（総会）

保護者会総会は、年１回（４月第１週の日曜日を原則）とするが、必要に応じ臨時総会及び役員会を開くことができる。

保護者会総会及び役員会は、その出席者をもって成立するものとする。

第７条（会費）

この会の会費は以下のとおりとする。

１家庭　年間３，０００円（月２５０円）

途中退団の場合、９月末までに退団した場合は半額を返金するが、１０月以降に退団した場合は保護者会費の返金はしない。

第８条（年度）

保護者会の年度は、事業年度、会計年度ともに、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第９条（監査）

会計は保護者総会までに収入支出決算書を作成し、証拠書類とともに監事の監査を受けるものとし、その内容を次の保護者総会において報告するものとする。

第１０条（規約改定）

本規約の改定は、保護者総会において過半数の同意を得なければならない。

第１１条（その他）

本規約で定めるものの他、必要な事項は保護者会役員及び代表者の協議において定める。

【附則】この規約は、２０１６年４月１日から施行する。